

保護者の皆様へ

三郷町教育委員会
(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本町の教育行政及び学校運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、皆様には、新型コロナウイルス感染拡大予防に多大なるご協力を頂いているところでございますが、文部科学省より通知が発出（令和5年4月28日付）され、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行することに伴う、学校生活上の感染症対策に関する基本的な考え方が示されました。これを受け、町立学校における対応についてお知らせしますので、ご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【令和5年5月8日以降の学校生活における感染症対策の基本的な考え方】

① 出席停止及び学校臨時休業等について

- 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、出席停止とします。
出席停止は「発症した日を0日目として5日間を経過し、かつ症状が軽快したのち1日を経過するまで」とします。
- 5月8日以降は濃厚接触者の特定は行わないため、児童生徒本人が新型コロナウイルスに罹患していない場合は、同居の家族が感染した場合も含め、出席停止とはなりません。
- 学校内で感染拡大のおそれがあると判断した場合、学校医等と相談の上、学校臨時休業、学級・学年閉鎖等の措置をとる場合があります。

② 感染対策について

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、これまでもお示ししているとおりマスクの着用を求めないことを基本とします。
- 引き続き基本的な感染症対策は重要なため、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導及び効果的な換気を実施します。
- 地域や学校において感染が流行している場合等には、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じます。